

質問回答

平成 24 年 2 月 24 日

「ケニア国東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」

(公告日:平成 26 年 1 月 29 日 / 公示番号:2) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.15 5.実施方針及び留意事項 (2) ベースライン及びエンドライン調査の実施 ナマンガ国境のエンドライン調査の対象について	<p>ベースライン調査については、ナマンガ国境では貨物のみを対象としていたのに対して、ルスモ国境では貨物・人の両方を対象にする旨が業務指示書に記載されています。</p> <p>エンドライン調査についても、同様に、ナマンガ国境では貨物のみを対象とし、ルスモ国境では貨物・人の両方を対象とするのでしょうか。もしくは、エンドライン調査では両国境で貨物・人の両方を対象として調査することを想定すべきでしょうか。</p>	<p>ナマンガ国境においてはベースライン調査、エンドライン調査とも「貨物のみ」を対象に、ルスモ国境においては両調査とも「貨物・人」を対象とすることを想定しています。</p>
2	P.15～16 5.実施方針及び留意事項 (3) プロジェクト及び本業務の実施体制及び意思決定の仕組み JSC 及び技術レベル・国境レベルでの委員会について	<p>JSC 及び技術レベル・国境レベルの委員会は、ナマンガ国境・ルスモ国境のそれぞれに対して、各国何名程度を想定し、各何回程度実施するのか、目安があれば教えて下さい。</p> <p>国を跨ぐ案件であり、現地政府関係者等の招聘に航空券代・宿泊費等が必要であることを踏まえると、JSC その他の委員会の想定内容によって、大きく見積金額が変わる可能性があります。</p> <p>従って、目安が特にならない場合(コンサルタント側が提案する場合は、例えば、招聘費用を別見積とすることは可能でしょうか。</p>	<p>各委員会の頻度や規模は実際の活動の進展に応じ変わってきますが、現時点では以下の通り想定していますので、以下の目安に基づき本見積にて提案願います。</p> <p>・JSC および技術レベルの委員会 頻度: 四半期に 1 度 人数: 各国 30 名程度(関連機関より参加)</p> <p>・国境レベルの委員会 頻度: 毎月 人数: 各国 20 名程度(関連機関より参加)</p>

3	<p>業務指示書内、23ページ【第3業務実施上の条件】 「1.業務工程計画」、および「業務量の目処業務従事者の構成(案)」について</p>	<p>第二年次の期間が、2015年4月上旬～2017年8月下旬と記載がございます。また全体の業務量の目処が約24MMとの記載がございます。つまり第二年次の業務期間は、2年5ヶ月で12.5MMの目処となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本邦業務従事者の業務量は左記理解のとおりです。</p>
4	<p>業務指示書 23 ページ 【第3 業務実施上の条件】 3.対象国の便宜供与 (2)施設および設備 - プロジェクト用執務室</p>	<p>対象国境地帯(ルスモ、ナマンガ)における独自の現地踏査にて、それぞれの活動環境を把握し、ルスモでは、現在建設中の OSBP 施設内にプロジェクト専門家ならびに専門家の支援にあたる人材(ローカルコンサルタントなど)がまとめて作業できる十分なプロジェクト用執務スペースが確保されていないと理解しております。そのような場合、別途プロジェクトにて執務スペースを確保するために、然るべく見積りを提出することも必要となることと思われまので、特にルスモの執務環境についてご教示いただければと思います。</p>	<p>活動場所としては各国の首都(ナイロビ、ダルエスサラーム、キガリ)および対象国境地帯(ナマンガ、ルスモ)が想定されます。 特に両国境において施設建設が進み OSBP 運用化が本格的に導入されるまでの間(第一年次)については、両国境あるいはその近郊における業務が比較的長くなることが想定されます。</p> <p>各国の首都においては、ナイロビはKRA、ダルエスサラームは TRA、キガリでは移民局からそれぞれ執務スペースの提供を依頼します。</p> <p>ナマンガ国境においては、打ち合わせ等により現地 KRA や TRA からの執務スペースの一時的な間借りが可能な場合があるので依頼します。また、ナマンガ国境近くのホテル等での作業も可能です。</p> <p>ルスモ国境においては、タンザニア側のオフィススペースの間借りを依頼します。また、近郊ホテル(国境から 30 分程度)での作業も可能です。</p> <p>したがって現時点での見積もりは不要です。</p>
5	<p>業務指示書 23 ページ 【第3 業務実施上の条件】 3.対象国の便宜供与</p>	<p>ナイロビに執務室を置いて案件を実施するのが効果的と考えますが、ナイロビで執務室を提供して頂くことを前提に、オフィス代は現地経費に積ま</p>	<p>上記4のとおり。</p>

	(2)施設および設備 - プロジェクト用執務室	なくてもよいという理解で宜しいでしょうか。	
6	業務指示書 23 ページ 【第3 業務実施上の条件】 3. 対象国の便宜供与 (2)施設および設備 - プロジェクト用執務室	「(2)施設および設備 - プロジェクト用執務室」と記載がございます。当該執務室は直営専門家チームのために提供されたと理解しておりますが、本件従事者が当該執務室を利用することは可能でしょうか。	上記4のとおり。
7	業務指示書内、24 ページ【第3 業務実施上の条件】 「6. 供与機材」について	「特段の供与機材は予定していない」と記載がございますが、プロジェクトで必要と想定する機材、例えば PC、コピー機等を見積に含めることは可能でしょうか。それとも、直営専門家チームが使用している機材を借用することは可能でしょうか。	業務従事者が日常的に使用するパソコンは購入も損料計上も認めません。現地傭人が使用する場合には、業務に最低限必要な台数の購入を認めます。 また、コピー機、プリンター等の事務用物品は JICA が業務上必要と判断する場合に限り購入を認めますので、本見積の機材費に提案ください。

以上